

公益社団法人日本家庭園芸普及協会役員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本家庭園芸普及協会（以下「本協会」という。）
定款第27条に基づく役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(役員 の 定義)

第2条 本協会が報酬を支給することができる役員は、定款第22条第1項に定める理事で、
常勤の者とする。

(報酬等の種類)

第3条 本協会は役員に対し、報酬及び通勤手当を支給することができる。

(報酬等の支払方法)

第4条 役員の報酬等は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。但し、法令等
に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報
酬の金額からその金額を控除して支払うものとする。
2 役員が報酬の全部または一部につき自己の口座に振込みを申し出た場合には、その
方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第5条 役員の報酬は、その月の月額的全額を毎月20日に支給する。但し、その支給日
が休日に当たるときは、本協会職員給与規程に準じて支給する。

(報酬の決定基準)

第6条 役員の報酬の額は、社員総会の決議により定められた総額の範囲内において、年
額7,000千円を上限として、理事会の承認を得て、会長が決定するものとする。

(通勤費の取扱い)

第7条 役員の通勤費は、その通勤の実態に応じて、職員の通勤手当の支給基準に準じて
支給する。

(任期の途中での就任及び退任等)

第8条 任期の途中において新たに就任した者は、就任した日から報酬等を支給する。
2 役員が任期の途中において退任し、または解任され役員でなくなった場合には、そ
の日までの報酬を支給する。
3 役員が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。
4 第1項または第2項の規定により報酬を支給する場合には、その月の総日数から日
曜日、土曜日及び祝祭日を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算するものと
する。

(補足)

第9条 この規程の定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。